

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
液化石油ガス小委員会（第13回）議事要旨

●日時

令和2年12月11日（金曜日） 15:00～17:00

●場所

経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

●議題

- (1) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針のフォローアップ状況等について
- (2) 次期保安対策指針（行動計画）の策定に向けた検討状況について
- (3) 福島県郡山市爆発事故について
- (4) 新型コロナウイルス感染症を契機とした対策
- (5) 自然災害対策について（容器流出対策など）

●出席者

委員長：大谷委員長

委員：天野委員、荒木委員（吉田氏代理）、井伊委員、鶴飼委員、榎本委員、近藤委員、坂田委員、相良委員、佐々木委員、堀江委員（石井氏代理）、丸茂委員、本多委員、山田委員、吉川委員

事務局：太田大臣官房技術総括・保安審議官、後藤大臣官房審議官（産業保安担当）、月舘ガス安全室長 他

●議事概要

各議題の審議状況、委員の主な発言は以下のとおり。

- (1) 「液化石油ガス安全高度化計画2030」の策定について

事務局より資料1-1、1-2について説明した後、委員より次の意見があった（意見を踏まえてアクションプランを再検討することで了承）。

- 新型コロナウイルス感染症対策を方針として盛り込み、アクションプランに追加したらどうか。
- カセットコンロのキャンプ等での利用における事故が多発している。この事故防止対策は消費生活用製品の安全対策として実施されており、今後も安全使用の周知を行っていく。
- アクションプランで記述すべき内容として、各主体とその役割については、もう少し詳細かつ明確にして盛り込むべきではないか。

(2) 液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について
事務局より資料2について説明した(資料2について了承)。

○権限移譲には、安全確保を前提として確実に引継ぎが行われ、法執行できる体制が整っていることが大事であり、自治体の人材育成が重要である。

(3) 福島県郡山市爆発事故について

事務局より資料3について説明した後、委員より次の意見があった。

○37年前に静岡で起きた事故以来の重大事故である。

○マイコンメーターで微量のガス漏れを検知できる技術は存在するが、それ以外の対策も検討する必要があるのではないか。

○対策が十分に取れていたか引き続き確認と、公表できるタイミングで報告するよう要望する。

(4) 新型コロナ感染症を契機とした対策について

事務局より資料4について説明した。

(5) 自然災害対策について(容器流出対策など)

事務局より資料5について説明した後、委員より次の意見があった。

○高圧ホースについては、来年度には(ガス放出防止機能付きのものに)製造を一本化することが報告された。

○対策の普及のために、集中監視システムの導入による評価制度のようなインセンティブも考えられるのではないかと。

○インセンティブによるものではなく、法令による取締りによる規制をかけることが必要である。具体的な方策を含めて法令に定めるよう要望する。

○豪雨被害発生により消費者自身が浸水区域に住んでいることを自覚してきていると思う。対策を行う事業者を選ぶ知識が消費者にも必要と考えるので、消費者への周知もしてもらいたい。

○LP容器の流出は軒先以外からも多発しており、対策は必要である。

●お問い合わせ先

産業保安グループガス安全室

電話：03-3501-1672

FAX：03-3501-6544